

# THE★夏まつり

～高島の夏を彩る地域のイベント～

7月24日(日)の西びわ湖ペーロン大会、30日(土)の2005あど川夏まつりをかわりに、市内各地では夏を彩る高島市夏まつりを開催中です。各夏まつりでは、地域の特色を生かした模擬店やステージショー、盆踊りなど、あついで夏を楽しむイベントがいっぱい。ご家族と、ご友人と、ご近所さんと等々、皆様のお越しをお待ちしております。詳しくは、各問い合わせ先にお訪ねください。

## ◆各祭りの紹介



マキノサマーカーニバル

【日時】8月6日(土)  
15時～21時30分  
【会場】JRRマキノ駅前特設広場・マキノサニービーチ  
【内容】ふるさとパザール・ステージイベント・花火大会  
【主催】四季遊園  
マキノ交流促進協議会  
【問合せ先】(社)マキノ町観光協会  
☎(28)11888



2005 たかしま夏まつり

【日時】8月6日(土)  
15時～20時30分  
【会場】アイリッシュパーク周辺  
【内容】キャンドルナイト・ステージショー・模擬店・太鼓演奏  
【主催】2005たかしま夏まつり実行委員会  
高島支所産業振興課  
【問合せ先】☎(66)2012



新旭夏まつり

【日時】8月6日(土)  
14時～22時  
【会場】しんあさひ風車村  
【内容】ステージ・風車みこし・ふるさと夜店・花火大会  
【主催】問合先  
(社)新旭町観光協会  
☎(25)6464



近江今津あふると夏まつり

【日時】8月6日(土)  
18時40分～21時15分  
<5日前夜祭>  
【会場】今津浜通り周辺  
【内容】灯ろう供養・創作灯ろう展示・高島音頭総おどり・花火大会  
【主催】近江今津夏まつり実行委員会  
【問合せ先】今津町観光協会  
☎(22)21088



朽木あふると夏まつり

【日時】8月13日(土)  
17時～22時  
【会場】道の駅くつき新本陣  
【内容】ステージショー・模擬店  
【主催】問合先  
朽木商工会  
☎(38)28226

【日時】8月14日(日)  
20時～22時  
【会場】市場 保健センタ  
【内容】一前・船橋河川敷  
【主催】問合先  
朽木観光協会  
☎(38)23698

※写真は昨年の様子です。(商工観光課)

## お出かけバスで乗って出かけるよー！

市内へのお出かけは、身近な「ミニティールバス」で!!  
皆さんの身近な交通手段として親しまれている「ミニティールバス」。

現在、合併前の各町村から引き継いだ「ミニティールバス」は、市になっても各路線の運行形態・料金設定はそのままで行っています。また、各路線における利用助成等は、旧町村区域から全市民を対象を拡大して運行しています。(方法は各路線で異なります。詳しくは、各支所地域振興課までお問い合わせください)。  
バス路線は、多くの方にご利用いただくことにより運行が維持できるものです。お出かけの際には、どうぞお気軽にご利用ください。

※運行経費のうち、運賃収入等でまかなえない分について、その一部が国の特別交付金と県の補助金で補てんされています。

(交通対策課)

# TOWN TOPICS

いきいき長寿をお祝いいたします。

## 高島市の敬老事業が決まりました!



高島市の敬老事業は、長年にわたり、地域社会の発展に貢献された高齢者の方々に敬意、ささやかではありますが敬老祝金を贈り、そして市民の敬老意識の高揚を図ろうとする事業です。

Q 敬老祝金の対象は誰ですか?

A 本年9月1日現在、1年以上高島市に住んでおられる人で、  
①今年の4月1日から来年の3月31日までに、88歳、99歳の誕生日を迎える人  
②今年の4月1日から来年の3月31日までに、男女それぞれ最高齢の誕生日を迎える人  
または、  
③今年の4月1日から来年の3月31日までに、100歳の誕生日を迎える人で、その誕生日現在で、1年以上高島市に住んでおられる人です。

Q 敬老のお祝いはいつですか?

A 敬老祝いの訪問時期は、次のとおりです。  
①88歳、99歳の誕生日を迎える人 および最高齢の人には、敬老月間の9月にお祝いにお伺いします。  
②100歳の誕生日を迎える人には、誕生月にお祝いにお伺いします。  
※敬老のお祝いにあたり、対象の方にはあらかじめ連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひします。



Q 敬老祝金の額はどのくらいですか?

A 敬老祝金の支給額は、次のとおりです。  
①88歳の誕生日を迎える人 1万円  
②99歳の誕生日を迎える人 3万円  
③男女それぞれ最高齢の人 5万円  
④100歳の誕生日を迎える人 5万円

▼問い合わせ先

長寿福祉課 ☎(25)8137

## 高島市福祉医療費

### 助成制度についてのお知らせ

福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたもので、医療機関で受診された場合、その医療費の自己負担額を助成するものです。

ただし、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代および室料差額等の経費は対象となりません。

また、県外で受診されたときは、償還払いとなりますので、領収書を添えて申請してください。

### ◎平成17年8月1日より、福祉医療制度の一部が改正されました。

- 自己負担金制度の導入について  
これまで、重度心身障害者(児)、重度心身障害者老人、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の皆さんについては、医療費の自己負担はありませんでしたが、平成17年8月診療分からは、次の自己負担金が必要となります。  
・入院は、1日当たり1,000円  
(月額14,000円を上限)  
・通院は、診療報酬明細書1件当たり500円。  
※ただし、調剤の診療報酬明細書には適用されません。
- 重度精神障害者(児、老人)の対象者拡大について  
これまで、精神障害の程度が1級または、精神障害の程度が2級かつ身体障害の程度が3級に該当する皆さんが対象となっていました。8月からは精神障害の程度が1級または、2級の皆さんが該当となります。  
また、助成制度が福祉医療費助成事業から、精神障害者精神科通院医療費助成事業へと変更になります。

### ◆助成制度の対象となるのは次の皆さんです。

- 乳幼児
- 重度心身障害者(児)
- 母子家庭・父子家庭
- ひとり暮らし寡婦
- 65歳～69歳老人
- ひとり暮らし高齢寡婦
- 重度心身障害者老人
- 重度精神障害者(児、老人)

### ◆詳しくは問い合わせ先

保険年金課 ☎(25)8137  
または各支所住民課  
(保険年金課)